

仕様書

I. 件名

「子ども達に向けたドローンが飛び交う未来社会のメッセージ」広報動画の制作業務

II. 業務目的

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、福島県及び南相馬市と人材育成に関する取り組みをはじめ、プロジェクトの実証試験等を実施する際の地元調整や成果発信などに関する協力協定を締結しており、地域児童（小・中・高校生）へのロボット教育などを通じた人材育成事業を展開している。この人材育成事業を全国に展開するため、子ども達が視聴し理解を深められる動画を作成する。

III. 映像制作対象

ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト（DRESS プロジェクト。以下「本PJ」という。）のうち、「無人航空機の運航管理システム及び衝突回避技術の開発」

1. 小・中学生向けアニメーション映像（日本語）
2. 高校生から社会人向けアニメーション映像（日本語）

IV. 提供物

発注者からの提供物は以下のとおり。提供日については、契約締結後、発注者と調整すること。

1. 技術資料映像
本PJの動画制作に必要な資料映像についてAVI形式で提供する。
2. 技術資料原図
本PJに関する説明図、画像、説明に必要なキーワード及び技術用語等を示した日本語資料をPowerPoint形式で提供する。
3. 技術説明文
本PJを説明する文章をテキスト形式で提供する。
4. 「NEDO」ロゴ1種：ai形式

V. 業務概要

受注者が行う業務の概要は以下のとおり。

1. スケジュールの作成及び進捗管理等
2. 人員の配置
3. 映像の編集及び制作
 - (1) 映像の構成概要
 - (2) 企画及び構成立案

- (3) 映像の制作
 - (4) ナレーション及び字幕の制作及び挿入
 - (5) テロップの制作及び挿入
 - (6) データの作成
 - (7) サムネイル画像の制作
4. その他付帯業務

VI. 業務の詳細

受注者が実施する業務の詳細は以下のとおり。

1. スケジュールの作成及び進捗管理等

受注者は、以下のとおりスケジュールの作成及び進捗管理等を行うこと。

- (1) 契約締結後速やかに発注者とキックオフミーティングを実施すること。キックオフミーティングでは、映像の構成及び業務進捗状況が可視化可能な形式のスケジュール案を作成し、発注者へ提出し、発注者の了承を得ること。
- (2) ナレーション及び字幕・テロップは、2021年3月12日（金）までに、映像への挿入を完成させること。
- (3) スケジュールの内容に即した進捗管理を随時行うこと。
- (4) スケジュールは、業務進捗状況に応じて随時更新すると共に、2週間に1回程度、発注者に更新したスケジュールの報告等を行うこと。
- (5) スケジュールに変更が生じる場合は、変更理由と対応策を発注者に報告し、発注者の了承を得ること。

2. 人員の配置

受注者は、以下のとおり人員を配置すること。人員の選定及び人数の確定にあたっては発注者の了承を得ること。(1)と(2)の兼務が可能な場合は兼務は可とする。

(1) 統括責任者

本業務に係る全てを管理監督する統括責任者を1名配置すること。統括責任者は、1.の業務進捗状況を把握したうえで、ディレクター、映像エディター等の制作担当実務者に発注者の意図を明確に伝えて指示することができる者とする。

(2) ディレクター

映像制作業務に対し、全ての制作映像に対して発注者との調整、監督するディレクターを1名以上配置すること。ディレクターは、発注者の意図を汲んだうえで最適な映像表現を選定し、映像エディター等に指示を行い、業務進捗管理を行うこと。また、ディレクターは原則としてミーティングに出席すること。

(3) 映像エディター

映像編集・データ処理等を行う映像エディターを1名以上配置すること。映像エディターは、制作された映像素材及び発注者から提供された技術資料映像・技術資料原図を企画や構成に沿って放映枠の長さに編集し、テロップやCG、アニメーションなどの映像処理、音声処理を効果的に行える実績を有しており、発注者

の業務内容及び本映像制作の目的を十分理解している者であること。

(4) 専門ライター

企画及びナレーション原稿の作成を行う専門ライターを 1 名以上配置すること。
専門ライターは、発注者のドローン研究開発プロジェクトの技術分野に関する知見を有し、発注者の業務内容及び本映像制作の目的を十分理解している者とする
こと。

(5) ナレーター

ナレーターを 1 名以上配置すること。ナレーターはナレーション業務経験者である
こと。

3. 映像の編集及び制作

受注者は以下のとおり構成概要を踏まえて編集し、小・中学生向けアニメーション
映像及び高校生から社会人向けアニメーション映像を制作すること。

(1) 映像の構成概要

受注者が制作する映像の構成概要は以下のとおり。

なお、詳細なシーン構成等については、発注者が別途提示するシナリオ案を参考
にすること。

- ① ドローンの特徴（飛ぶ仕組み）の説明
- ② ドローンが活躍する様々な場面の紹介
- ③ ドローンが活躍する未来社会の紹介
- ④ ドローンが活躍する未来に必要な技術の説明
- ⑤ NEDO「DRESS プロジェクト」の取り組みの紹介

(2) 企画及び構成立案

受注者は、契約締結後速やかに発注者と協議のうえ、以下を反映した企画及び構
成立案を絵コンテ等により行い、発注者の了承を得ること。なお、構成案の修正
は 2 回までとする。

- ① 小・中学生向けアニメーション映像は、合計 360 秒以内の長さとするこ
と（発注者が提供するオープニング・エンディング映像を除く）。
- ② 高校生から社会人向けアニメーション映像は、合計 240 秒以内の長さとする
こと（発注者が提供するオープニング・エンディング映像を除く）。
- ③ 小・中学生向けアニメーション映像の企画及び構成にあつたキャラクターを
デザインすること。
- ④ 高校生から社会人向けアニメーション映像には、発信力のある人物等をナレ
ーターとして起用すること。
- ⑤ 映像は、発注者の提供する技術資料映像、技術資料原図及び技術説明文をも
とに、制作をすること。
- ⑥ 発注者が提供する説明文及びキーワードをもとに、ナレーション原稿を作成
し、発注者の了承を得ること。
- ⑦ 発注者が提供する説明文及びキーワードをもとに、テロップ案を作成し、発
注者の了承を得ること。

- ⑧ 映像の画面のアスペクト比は 16:9 であること。
- ⑨ イメージを伝える際に取り扱う映像・写真等は、著作権フリーなものを使用すること。また、著作権フリーの音楽・効果音等を効果的に使用して紹介すること。
- ⑩ 発注者のロゴの使用に際しては、「NEDO シンボルマーク管理基準」を遵守すること。本 PJ の事業実施者のロゴマーク等を使用する際は、事業実施者ごとの使用規程等を遵守すること。
- ⑪ オープニング、エンディングに発注者が提供する映像を挿入すること。

(3) 映像の制作

(1) 及び(2)に基づき、小・中学生向けアニメーション映像及び高校生から社会人向けアニメーション映像を制作すること。

2021年2月26日(金)までに順次、映像の見本(ラッシュ)を発注者に提供すること。また、提供の方法は発注者が確認可能な形式とすること。発注者からの指示を踏まえて、映像の編集を行うこと。編集後の映像は、試写等により発注者が確認し、了承したうえで最終版を制作すること。なお、編集映像の修正は、発注者が別途提示するシナリオ案に基づいた各シーンにつき3回までとする。

(4) ナレーション及び字幕の制作及び挿入

(2) ⑥のナレーション原稿に基づいたナレーションを制作し、映像に挿入すること。また、ナレーションを画面下部に字幕表示すること。

(5) テロップの制作及び挿入

(2) ⑦のテロップ案に基づいたテロップを制作し、映像の適切な画面位置に挿入すること。

(6) データの作成

以下のとおり、データを DVD-R 等に記録して作成すること。

① 編集用白完パケデータ：2部

- (a) 解像度 1,920×1,080 ピクセルとすること。
- (b) MOV 形式又は MP4 形式(ビットレート 2,864kbps(映像 2,672kbps、音声 192kbps))等とすること。
- (c) ナレーション、字幕や BGM 等を入れないこと。

② 再生用完パケデータ：2部

- (a) 解像度 1,920×1,080 ピクセルとすること。
- (b) MOV 形式又は MP4 形式(ビットレート 2,864kbps(映像 2,672kbps、音声 192kbps))等とすること。

(7) サムネイル画像の制作

各動画について、YouTube の NEDO チャンネルに掲載できるように、サムネイル画像を JPEG 形式で制作すること。

4. その他付帯業務

- 1. から 3. に付帯する業務を行うこと。

VII. 納入物及び納入場所

1. 納入物

本業務における納入物の名称、本仕様書上の掲載箇所及び納入期限は下表のとおり。

項番	名称	掲載箇所	納入期限
ア	編集用白完パケデータ	IV. 3. (6) ①	2021年3月26日(金)
イ	再生用完パケデータ	IV. 3. (6) ②	2021年3月26日(金)
ウ	サムネイル画像	IV. 3. (7)	2021年3月26日(金)

2. 納入場所

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー19階

NEDO ロボット・AI部

VIII. 業務完了の通知

受注者は、全ての業務が完了したときは、完了報告を履行期限までに書面により発注者に通知すること。

IX. 守秘義務等

本業務の履行で知り得た一切の情報及び発注者から提供、指示又は預託された情報を取り扱うにあたっては、善良なる管理者の注意をもって、漏えい等防止の取り組みを行い、適切な情報管理を行うこと。また、本業務の目的以外には利用しないこと。

X. その他

1. 納入物、アニメーション、CG等制作した全ての映像等に関する全ての知的財産権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権は発注者に帰属することとし、受注者は納入物及びこれに類するものについて、著作者人格権を行使しないものとする。
2. 第三者の著作物を使用する場合の著作権の取り扱い
 - (1) 制作物に、第三者が権利を有する既存著作物を使用する場合は、使用許諾条件を確認したうえで、無償かつ無制限に使用できるものを優先し、手続き等に必要な費用は受注者が負担すること。
 - (2) 制作物に、第三者が権利を有する既存著作物が含まれる場合は、受注者が当該既存著作物使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、受注者は当該既存著作物の内容について事前に発注者の了承を得ること。
3. 納入後1年以内に納入物が仕様書等に適合しないものであること（以下「契約不適合」という。）が判明した場合は、発注者から契約不適合の連絡を受けてから発注

者の15営業日以内に受注者の自己負担で契約不適合の修補又は履行追完を行い、再度発注者に納入すること。

4. 受注者は、受注者の交通費及び宿泊費、人件費、機材及び装備等調達費、運搬費等の本業務に係る諸経費全てを負担すること。
5. 発注者のシンボルマーク及び名称ロゴの使用に際しては、「NEDO デザインマニュアル」で規定する Adobe Illustrator 形式の電子データを使用すること。
6. 仕様がない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議のうえ解決すること。
7. 本業務については、本仕様書及び受注者より〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで発注者に提出された提案書に基づき実施すること。